

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 趣旨

中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会高等学校教育の在り方ワーキンググループ「高等学校教育の在り方ワーキンググループ中間まとめ」（令和5年8月31日）において、全日制・定時制課程における不登校生徒の学習機会を確保するため、

①不登校生徒が自宅等から高等学校の同時双方向型の遠隔授業を受講することを可能とすること

②現行制度上は不登校特例校の指定を受けることで活用できる、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育を可能とすること

③上記①・②については、合計36単位の範囲内とすること

が求められ、また、

④国内の他の高等学校に一定の期間留学することにより特定の科目を履修する機会を特別に設ける必要がある生徒など、特別の事情を有する生徒を対象に、全日制・定時制課程においても、オンデマンド型の学習を可能とする通信教育を可能とすること

が求められたことを踏まえ、高等学校及び中等教育学校後期課程について所要の改正を行う。

2. 改正内容

(1)不登校生徒その他特別の事情を有する生徒向けの通信教育の実施（第88条の4の新設）

上記②・④に対応するため、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒（以下「不登校生徒」という。）、疾病による療養のため又は障害のため、相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒その他特別の事情を有する生徒を対象とした通信教育（添削指導、面接指導及び試験による教育）を行うことを可能とする。

※上記①は省令改正を必要とするものではないため、通知の改正により対応する。

(2)修得可能な単位数に関する規定の整備（第96条の改正）

i. 上記③を踏まえ、不登校生徒が自宅等で同時双方向型の遠隔授業により修得する単位数及び(1)の方法により修得する単位数並びに全日制課程の生徒が通信制課程との併修により修得する単位数は合計で36単位までとする。

ii. 上記①の不登校生徒向けの遠隔授業については、先進的な学校設定科目や相当免許状を有する教員が少ない科目の開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等を目的とした現行の同時双方向型の遠隔授業とは別に36単位まで修得することができることとする。

iii. 病気療養又は障害のため相当期間欠席すると認められる生徒に対する遠隔授業及び通信教育については、現行の遠隔授業と同様、単位数の制限無く行うことができることとする。

3. 施行期日

令和6年4月1日